

議案第二十七号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

次のとおり企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定することについて、

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十五年二月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

議決
東印
議決
印

企業職員の給与の種類及び 基準に関する条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第百九十二号。以下「法」という。）第三十八条第四項の規定に基づき、法第十五条第一項に規定する企業職員（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第二条 企業職員で常時勤務を要するもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、期末手当、勤怠手当及び退職手当

第十三編 公営企業（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例）

当とする。

(給料表)

第三条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の等級及び当該職務の等級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の等級及び号給の数並びに各職務の等級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第三十八条第二項及び第三項の規定の趣旨に従つて定めなければならない。

(管理職手当)

第四条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものについて支給する。

(初任給調整手当)

第五条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(扶養手当)

第六条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

六三七五

〔鳥中文〕

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 二 満十八才未満の子及び孫
- 三 満六十才以上の父母及び祖父母
- 四 満十八才未満の弟妹
- 五 不具廃疾者

（通勤手当）

第七条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが若しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが若しく困難である職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合

間について支給する。

（休日勤務手当）

第十二条 職員には、正規の勤務日が休日にあつても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

（夜間勤務手当）

第十三条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

（宿日直手当）

第十四条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第十一条、第十二条第二項及び前条の勤務には含まれないものとする。

（期末手当）

第十五条 期末手当は、三月、六月及び十二月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

（勤勉手当）

第十二編 公営企業（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例）

六三七七

の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

- 三 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが若しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

（特殊勤務手当）

第八条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適當でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

第九条 削除

（寒冷地手当）

第十条 寒冷地手当は、八月三十一日（その日が日曜日）に当たるときは、その前日）において在職する職員に対して支給する。

（時間外勤務手当）

第十一条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間をこえて勤務した全時

〔鳥中文〕

第十六条 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

（退職手当）

第十七条 職員が勤続期間六月以上で退職した場合、又は勤続期間六月未満で退職した場合で次に掲げる理由により退職したときは、退職手当を支給する。

一 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合

二 傷い疾病によりその職に堪えず退職した場合

三 前二号に掲げる理由以外の理由により本人の意に反して退職した場合は、

四 在職中に死亡した場合

2 退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の規定による懲戒免職の処分を受けた者
- 二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第六十条第一号に該当する場合を除く。）をした者
- 三 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十一条の規定に該当し退職させられた者
- 3 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条及び第二

十一 一条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十六条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。

4 勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年以内に失業している場合において、その者が失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）に規定する失業保険金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

（給与の減額）

第十八条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者の給与）

第十九条 職員が地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することが出来る。

（専従休職者の給与）

第十九条の二 地方公営企業労働関係法第六条第一項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給

与も支給しない。

（非常勤職員の給与）

第二十条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 三期町~~地~~企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和

四十二年三期町条例第十一号）は、廃止する。

（経過措置）

3 昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間給料の支給を受ける職員に対して、月額の前定手当を支給する。

4 職員に暫定手当が支給される間は、第二条第三項中「初任給調整手当」とあるは「初任給調整手当、暫定手当」と読み替えてこの規定を適用する。

5 退職手当に関する規定は、当分の間、適用しないものとする。